

# 愛知学院大学法学部同窓会

## OB・OG会合 助成申請書（兼会合報告書）

団 体 名			
団体責任者名	卒業（西暦）	年	
会 合 名			
日 時	年 月 日（ ）	時から	時まで
場 所			
出席者数	名（1人あたり参加料	円）	

横書き。（横20字 10行以内）これを同窓会報に記載します。


上記のとおりOB・OG会合を開催しましたので、その結果を報告するとともに

①出席者の名簿 ②集合写真を添えて助成金を申請します。

年 月 日

申 請 者 (会合報告者)	住所 〒	事務局受付印	
	氏名 印 (卒業 年 月)		
	TEL ( ) - FAX ( ) -		
助成金は下記へ振り込みください			
銀行名	預金の種類	口座番号	口座名義人氏名
銀行 信用金庫 支店	普通・総合・当座		フガナ 氏名

愛知学院大学法学部同窓会  
OB・OG 会合助成金交付に関する規程

[目的]

第1条 本規定は、事務分掌規程第5条第3項に基づき、この規程を定める。

[OB・OG 会合]

第2条 本規定における「OB・OG 会合」とは、法学部同窓会正会員が5人以上の組織または団体で、同窓会が「OB・OG 会」として認めたものをいう。

2 組織または団体は、次のもの。

- (例) ① ゼミナール  
② 卒業年度  
③ 所属クラブ・同好会・愛好会  
④ 居住地域・地区（ただし、地方同窓会組織を除く）  
⑤ 職種  
⑥ 職場

[交付対象者]

第3条 助成金の交付の対象者は、正会員・教職員またはクラブの部長・顧問・監督・師範とする。

[交付額]

第4条 助成金の交付の額は、交付対象者1人当たり2千円とする。ただし、同一「OB・OG 会合」に対する助成金は会計年度（4月から翌年3月まで）1回限りとし、交付金の上限を10万円とする。

[交付申請書]

第5条 助成金の交付を受けようとする者は、会合後2週間以内に次の書類を同窓会に提出しなければならない。

- ① 助成申請書兼会合報告書
- ② 第3条に該当する者（正会員は、卒業年度を明記）の会合出席者名簿
- ③ 会合出席者の集合写真

[助成金の決定]

第6条 助成金は、渉外部の選考を経て、常任理事会で決定する。

[交付の方法]

第7条 助成金は、30日以内に指定の金融機関口座に振り込む。

[規程の取り扱い]

第8条 この規程に関する取り扱いは、渉外部が行う。

付 則

- (適用期日) 1. この規程は、平成8年4月1日から適用する。  
これ以前に適用されていた「OB解除精勤に関する内規」は廃止する。  
2. この規程は、平成15年6月9日から適用する。(第4条)